

利用される方へ

1 この報告書の数値は、本市において地方集計したものであり、経済産業省及び福岡県から公表される数値と相違する場合があります。

2 平成19年12月31日現在で実施した工業統計調査は、従業者4人以上の事業所を調査対象としています。

なお、工業統計調査は、日本標準産業分類の大分類F製造業に属する事業所を調査対象とし、西暦の下一桁が0、3、5、8の年は全事業所、それ以外の年は従業者4人以上の事業所が調査対象となっています。

3 集計事項の説明

(1) 事業所数

平成19年12月31日現在の数で、休業事業所、操業準備中及び操業開始後未出荷の事業所を除外しています。

(2) 従業者数

平成19年12月31日現在の常用労働者と個人事業主及び無給家族従業者の合計です。

常用労働者とは、次のいずれかの者を言います。

(ア) 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者

(イ) 日々または1か月以内の期限で雇われていた者のうち、11月と12月にそれぞれ18日以上雇われた者

(ウ) 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者等は上記に準じる。

(エ) 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

(オ) 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

(3) 現金給与総額

平成19年1年間に、常用労働者に対してあらかじめ定められている給与条件により支払われた給与(基本給、諸手当等)及び特別に支払われた給与(期末賞与等)の額と、その他の給与(常用労働者に対する退職金、日雇いの給与等)の額の合計です。

(4) 原材料使用額等

平成19年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計です。

(5) 製造品出荷額等

平成19年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、その他の収入額(転売収入など)の合計です。

(6) 在庫額

製造品、半製品及び仕掛品並びに原材料及び燃料の在庫額の価額の合計であり、原材料を他に支給して製造させた委託生産品を含んでいます。

(7)生産額及び付加価値額等は次の算式によって算出しています。

(ア)生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）

ただし、従業者29人以下の事業所については製造品出荷額等を計上しています。

(イ)付加価値額＝出荷額等合計＋（製品及び半製品年末在庫額－製品及び半製品年初在庫額）－（内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等－減価償却額

ただし、従業者29人以下の事業所については粗付加価値額により集計しています。

※ 粗付加価値額＝製造品出荷額等－（内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等

(ウ)投資総額＝有形固定資産の取得額（土地を含む）＋建設仮勘定の年間増減額

ただし、従業者30人以上の事業所について計上しています。

4 数字の単位は各表に掲げていますが、一見して明らかなものは省略しています。

5 単位未満は四捨五入していますので、総数とその内訳の合計が一致しない場合があります。

6 本文及び統計表中の記号は次のとおりです。

「0」……………単位未満

「-」……………皆 無

「-（マイナス）サイン」つき数値……………減 少

「x」……………秘匿数字（注：秘密保護の関係から2以下の事業所数の場合及び3以上の事業所に関する数字でも他との関連により秘匿の必要がある場合には、その内容数字を秘匿しました。）

「…」……………不 詳

7 集計は本市総務企画局情報化推進室情報化推進課において行いました。

8 平成19年調査では、平成18年事業所・企業統計調査の調査結果を用い、従来にも増して補足に努めた結果、調査対象事業所数が増加しました。また、調査項目の追加（「その他収入額」等）が行われました。

このため時系列に不連続を生じますが、この報告書においては調査によって得られた数値を掲載しています。

9 本書についての問い合わせ先

福岡市総務企画局企画調整部統計調査課

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

電話番号 092-711-4081